

(午前10時00分)

議長(西 宗亮君) おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

平成29年第5回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

早いもので、平成29年も残すところあと1カ月余りとなりました。

去る11月15日には、町内3小学校6年生全員の参加をいただき、昨年に続き山ノ内町子ども議会が開催されました。子ども議会開催については、町政や町議会の仕組みについて学習し、子供のうちから町政や地域に関心を持ち、将来について考えることに適している仕組みと考えております。町長、教育長、また校長会等、ご関係の皆様には趣旨をご理解いただき、開催にご尽力いただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き開催をお願い申し上げます。

さて、本日予定しております議案は、一般会計ほか1特別会計及び事業会計の補正予算を初め、専決処分報告、承認、また契約案件、条例の一部改正等であります。

これから諸議案につきましては、後刻町長から提案説明がありますが、議員各位には全ての案件に対し十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議会議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

(開 会)

(午前10時03分)

議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は14名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成29年第5回山ノ内町議会定例会を開会します。

---

議長(西 宗亮君) 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

本日、ここに平成29年第5回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

ことしで11年目となります観光誘客と農産物のPRに、観光連盟、町職員で圏央道沿線の群馬、埼玉、栃木の各市町村を訪問し、私は9月25、26日、埼玉県へシャインマスカットのPRと観光誘客に出かけてまいりました。また、11月30日、12月1日には、サンふじとエノキダケのPRに、関西の大阪、神戸、奈良、そして中京の名古屋市の市場関係者や卸売業者へ、JA

とともにトップセールスに伺う予定でございます。

11年目であり、それぞれの方とも顔なじみも多く、好意的に対応いただくことができると思っておりますし、これからもこうしたきずなを大切に、生産者の期待に沿う高品質、高価格かつ消費者ニーズの高い果樹、菌茸類のPRに積極的に努めてまいりたいと思っております。

9月30日をもって長電バス須賀川線が廃止、菅角間線が一部廃止になり、10月1日より町として住民の足を守ることから、国の交付金を受け、楽ちんバスの運行を開始しました。1年間の実証運行ということで無料とし、バス停も運行に支障にならないよう停留所もふやし、結果、現時点では大幅に乗車人員がふえました。西北部ルートでは1日約20人、南部ルートでは平日運行ですが、1日約11人です。アンケートなどをもとに来年10月1日には有料運行としますが、さらに利用しやすいように改善したいと思っております。

例年6月に行っておりました北信州森林祭ですが、当町が当番会場となり、市川海老蔵さんのご協力による第4回ABMORI植樹が開催されることから、ことしは育樹活動として、10月14日改良工事予定の林道大沼線沿線の幼木を採取し、ABMORI植樹に何年か後に植樹するように移植し、実施しました。また、11月25日にはスリートップや長野県林務部、観光部を交え、来年6月24日、第5回のABMORI植樹について打ち合わせを行い、ABMORI植樹の整地の取り組みも確認したところでございます。来年もぜひご協力をお願いいたします。

第5回山ノ内町観光大使杯三遊亭円楽ゲートボール大会が、記念大会として円楽師匠の意向も踏まえ、スポンサー協力を得、実施しました。なお、2日目は志賀高原では雪、平地でも冷たい雨と寒さのため、ことしは1日のみの大会となりましたが、参加された皆さんは円楽師匠との対戦や笑いの絶えないゲーム、夜の寄席の集いに満足されるとともに、来年の参加を楽しみにしておられました。

10月1日、合同金婚式では、該当者27組、うち当日出席者15組、また、11月10日、自治功労表彰3名並びに町民栄誉賞3名では、金婚者、受賞者の方々に心を込めて祝意を申し上げたところでございます。

長野県町村会議長会の要望書を、11月8日、阿部知事、中島副知事や全部長一同に対して、また、11月16、17日には県選出国會議員や各省庁の政務官に、県内町村の事情を含め陳情してまいりました。県下58町村と議会の切実な要望であり、来年度予算に反映できるよう引き続き他の役員ともども実現に努めてまいりたいと思っております。

11月15日、3小学校6年生91名の皆さんに参加いただき、3回目の子ども議会が開催されました。日ごろ思っていることや学校で習ったことなど14項目の質問をいただきました。未来ある子供たちが町政に関心を持ち積極的に提言いただくことこそ、自信と誇りの持てる郷土づくりの礎であり、元気なまちづくりの源だと思えます。提言の実現に向け担当課で検討するとともに、今後も続けていただくよう学校とも連絡を密にし対応してまいりたいと思っております。

11月19日、群馬県玉村町との友好交流提携10周年記念事業に西議長とともに参加し、オリンピック道路や庁舎前に植樹してありますピラカンサを、玉村町の角田町長ら関係者を交え記念

植樹してまいりました。また、ABMORI 植樹のサテライトイベントとして、昨年に続き山ノ内少年野球チーム、玉村中学野球部の皆さんとともに、バットの木でありますアオダモも植樹してまいりました。

ことは昭和22年5月3日の日本国憲法並びに地方自治法制定から70周年に当たり、天皇・皇后両陛下ご臨席と国の三権の長同席のもと、11月20日、地方自治法施行70周年記念式典が総務省主催で開催され、全国47都道府県、各市町村長及び議会議長等が出席され、町でも西議長と私が参加してまいりました。住民に身近な自治体として憲法や地方自治法の趣旨に沿い、戦争のない平和な社会、基本的人権の尊重、自由・平等な社会とともに、住民福祉の向上、町政発展のために法律の趣旨を生かし努めてまいりたいと思っております。

さて、本議会に提案申し上げます案件は、報告5件、承認2件、平成29年度一般会計及び特別会計等の補正予算3件、条例の一部改正等4件、契約締結1件の計15件であります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

---

## 開 議

議長（西 宗亮君） これより本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長（西 宗亮君） 諸般の報告を行います。

最初に、9月定例会で可決されました1件の意見書につきましては、9月22日付で関係行政庁へ送付いたしました。

去る10月2日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、一般会計補正予算及び平成28年度決算が原案どおり可決、認定されました。

10月6日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、一般会計及び3特別会計補正予算並びに平成28年度一般会計を初め、3特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されました。

また、10月23から30日まで、北信広域連合議会定例会が開催され、平成29年度に特別会計補正予算の専決処分の報告、一般会計及び8特別会計の補正予算並びに平成28年度9会計の決算がそれぞれ原案どおり可決、認定されたほか、監査委員に、私、西が選任されました。

11月6日、7日には、友好提携都市であります足立区の議会から議長、副議長を初めとする9名の皆様が来町され、連絡協議会を開催し、当議会との交流を深めました。

11月9日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会が栄村で開催され、事業報告と事業計画及び予算、決算並びに各市町村議会からの提出議案が全て可決されました。

次に、11月20日には、地方自治法施行70周年記念式典が、天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、東京国際フォーラムで開催され、1日置いて11月22日には、第61回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールにおいて開催されました。地方創生の実現を目指し、一致結束して行動して

いくことを確認するほか、国に対する要望事項等が決定されました。

なお、終了後、長野県北信地区町村議会議長会を開催し、欠員となった理事の補選を行い、小林幸雄信濃町議会議長が選任されました。

なお、最後になりますが、当議会委員会構成に変更がございましたので報告します。

議会運営委員会の委員長の小林克彦議員が11月17日付で委員辞任し、同日新たに高山祐一議員を任命して、委員会での互選により委員長に就任されております。閉会中でありましたので、委員会条例の規定に基づき行ったものであります。お手元に名簿を配付してありますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

## 1 会議録署名議員の指名について

議長（西 宗亮君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

12番 小林克彦君

13番 高田佳久君

1番 山本光俊君

を指名します。

## 2 会期の決定について

平成29年第5回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期16日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
11. 28	火	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第9号～第13号 上程、提案説明、質疑、採決 承認第14号～第15号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第39号～第46号 上程、提案説明
		全員協議会			本会議終了後

29	水	休 会			
30	木	休 会			
12. 1	金	休 会			
2	土	休 会			
3	日	休 会			
4	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
5	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
6	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問 議案審議 議案第39号～第45号 質疑、討論、採決
7	木	委 員 会			常任委員会（条例審査等）
8	金	休 会			
9	土	休 会			
10	日	休 会			
11	月	議 会 運 営 委 員 会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
12	火	休 会			
13	水	本 会 議	午後2時	午後5時	常任委員会報告

議長（西 宗亮君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月28日から12月13日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月13日までの16日間に決定しました。

### 3 報告第 9号 専決処分の報告について

#### 専決第20号 学校施設内における事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（西 宗亮君） 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について、専決第20号 学校施設内における事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第9号 専決処分報告について、専決第20号 学校施設内における事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第20号の内容は、山ノ内町立東小学校小体育館で発生した事故であります。

発生日時は平成29年2月8日午後1時30分ごろ、発生場所は大字平穩3100番地、山ノ内町立東小学校小体育館であります。相手方の住所氏名は、山ノ内町大字平穩19の1、金井孝司氏、親権者は金井晴士氏であります。

和解日は平成29年9月25日で、損害賠償の額は39万7,398円であります。

以上につきまして、平成29年9月25日付で専決しましたので、報告申し上げます。

細部につきましては教育次長から補足の説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご報告の受理をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 議場整理のため、暫時休憩します。

（休憩） （午前10時18分）

---

（再開） （午前10時18分）

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 発言の訂正

議長（西 宗亮君） 竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） すみません。

ただいま申し上げました中で、相手方の氏名について、親と子供を逆に読んでしまいまして、金井孝司氏が親であり、それで金井晴士君がお子さんだということでございます。逆でございますので、訂正させていただきたいと思っております。

---

議長（西 宗亮君） 補足の説明を求めます。

教育次長。

教育次長（大塚健治君） [議案に基づく補足説明]

議長（西 宗亮君） これより質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示して1件ずつ願います。

4番 高山祐一君。

4番（高山祐一君） 4番 高山祐一。

1点お願いいたします。先ほど町長が勘違いして読まれたことは、これを読みますと何か当然のように思うんですが、この場合ちょっと確認なんです、金井孝司氏がけがをしたわけで

はないので、この結果とすれば金井晴士さんが相手方となるのではないかと思います、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（西 宗亮君） 教育次長。

教育次長（大塚健治君） お答えいたします。

金井晴士君はまだ未成年者でございますので、親権者のお父様が代表となっております。以上でございます。

議長（西 宗亮君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

---

#### 4 報告第10号 専決処分の報告について

専決第21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

#### 5 報告第11号 専決処分の報告について

専決第24号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（西 宗亮君） 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について、専決第21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び日程第5 報告第11号 専決処分の報告について、専決第24号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを一括上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第10号、専決第21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、報告第11号、専決第24号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について一括してご報告申し上げます。

報告第10号について申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容は、町がごみ収集を委託しております公益社団法人シルバー人材センターの会員が、ごみ収集作業のため4トン級の塵芥車を運転中、路上にて普通車両と接触事故を起こしたものです。

発生日時は平成29年8月10日午後1時10分ごろ、発生場所は山ノ内町大字平穏4127番地の13、J Aながの志賀高原ガソリンスタンド前です。相手方の住所氏名は、下高井郡木島平村大字上木島3853番地の2、ダイアパレス木島平710、古川満氏であります。

和解日は平成29年9月26日で、損害賠償の額は36万1,539円であります。

以上につきまして、平成29年9月26日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号 専決処分の報告について報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容は、相手方車両が当該町道を走行中、道路陥没によりタイヤがパンクしたものです。

発生日時は平成29年5月5日午前8時30分ごろ、発生場所は町道大松大洞沢線内であります。相手方の住所氏名は、山ノ内町大字夜間瀬12377番地の17、株式会社奥志賀高原リゾート、代表取締役犬塚秀博氏であります。

和解日は平成29年11月10日、損害賠償の額は3万2,509円です。

以上につきまして、平成29年11月10日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** これより一括質疑を行います。

3番 湯本晴彦君。

**3番（湯本晴彦君）** 3番 湯本晴彦です。

専決第24号の、陥没してタイヤパンクということですがけれども、その陥没をしてしまった理由とか、わかれば教えていただきたいと思えます。

**議長（西 宗亮君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

本件につきましては、さきの9月議会でご報告申し上げました損壊事故にかかわる物件と同じ箇所ございまして、9月議会のときに発生した事故については5月7日、本件につきましては5月5日の事故でございます。

道路陥没の原因につきましては、5月2日に同じ箇所を補修したんですが、予想以上の雪解け水が道路に流れ出たのと、大型車両、特に大型バスだと思うんですが、その通行によっておおむね5月7日の時点では1.5メートルほどの穴に成長したというか、大きくなってしまいました。そこに雪解け水がたまったものですから、注意ができなく、避けることができなく、そのまま水たまりに突入してしまったことが原因でタイヤがパンク、そういう事故でございました。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** 1点お願いします。

今の専決24号ですが、事故日が5月5日、示談の成立が11月10日と、この前件の20号のよう



な人ですと、けがとか病気の症状固定というのがあるので時間がかかるんですが、物損でしかも3万2,509円、これが6カ月かかっていると、示談成立に。この理由は、もしお聞かせいただければ幸いです。支障のない範囲でお願いします。

**議長（西 宗亮君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、同じ箇所でも5月7日に事故が発生したのと同じ時期に、処理につきましては進めていたところでございます。損保会社のほうに事故報告したりですとか、負担割合につきまして相手方にお示ししたりとか、見積書の徴取をお願いしたりとかにつきましては、同じペースで進めていたわけですが、示談の段になりまして、多分この車両につきましては奥志賀高原リゾートさんの社用車の事故ということで、車内で何か決裁などの関係があったかと思うんですが、金額に対してはと申すは失礼なんですけれども、ちょっと示談が延びまして、示談の期間が非常にかかってしまったというのが11月10日まで延びた理由でございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 10番 児玉信治君。

**10番（児玉信治君）** 10番 児玉信治。

専決21号の示談の過失割合、9対1というこの割合なんですけれども、これはどういう状況の中で9対1というふうになったんでしょうか。

というのは、これ、先ほど説明の中では農協のスタンドの出口付近だと思うんですけれども、その場合に大変これ、賠償金の額からいけば大破したんですよ。

そういう状況の中で、9対1という過失割合のこの基準は、どういうふうになったんでしょうか。

**議長（西 宗亮君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（藤澤光男君）** お答えします。

こちらのシルバー人材センターの塵芥車のほうが農協のスタンドから出てくるときに、相手方が通常道路を走ってきたという状況で接触をしたという状況でありまして、相手方も動いていたということで9対1という過失割合になっているようです。これ、そういうふうな報告を受けております。

以上であります。

**議長（西 宗亮君）** ほかにありませんか。

（「なし」と言う声あり）

**議長（西 宗亮君）** 質疑を終わります。

議案ごとに採決を行います。

お諮りします。初めに、報告第10号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

続いて、お諮りします。報告第11号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

---

6 報告第12号 専決処分の報告について

専決第25号 平成29年度橋梁補修(橋梁長寿命化)工事変更請負契約の締結について

7 報告第13号 専決処分の報告について

専決第26号 平成29年度志賀高原総合会館98改修工事変更請負契約の締結について

議長(西 宗亮君) 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について、専決第25号 平成29年度橋梁補修(橋梁長寿命化)工事変更請負契約の締結について及び日程第7 報告第13号 専決処分の報告について、専決第26号 平成29年度志賀高原総合会館98改修工事変更請負契約の締結についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第12号 専決処分の報告について、専決第25号 平成29年度橋梁補修(橋梁長寿命化)工事変更請負契約の締結について、報告第13号 専決処分の報告について、専決第26号 平成29年度志賀高原総合会館98改修工事変更請負契約の締結について一括してご説明いたします。

まず、報告第12号であります。本報告は、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第25号の内容であります。角間橋において施工した橋梁補修工事の変更請負契約につきまして、請負業者平穩土建株式会社と平成29年11月10日付で専決により締結したものであります。

細部につきましては建設水道課長より補足の説明を申し上げます。

続いて、報告第13号についてご説明申し上げます。

本報告は、平成29年6月16日議決いただき、平穩土建株式会社との請負契約により改修を進めておりましたが、変更の必要が生じたことから、当初の契約金額7,333万2,000円から7,029

万7,200円に減額する変更請負契約を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により、平成29年11月10日付で専決処分したものであります。

細部につきましては観光商工課長より補足の説明を申し上げます。

以上2件について、一括説明申し上げます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** 補足の説明を求めます。

報告第12号について、建設水道課長。

**建設水道課長（鈴木隆夫君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（西 宗亮君）** 報告第13号について、観光商工課長。

**観光商工課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（西 宗亮君）** これより一括質疑を行います。

12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** お願いします。

専決の25号ですが、今、補足の説明で、課長はこういうことは往々にしてあるんだという発言がございましたが、確かに新築と違って、須賀川体育館もそうだったのかもしれませんが、やってみなければわからないということはあるとしても、あればなおのこと事前調査というのに精査をかけていくということが必要なんじゃないんでしょうか。

特に、私、この後段の基礎の施工が必要になったとか、もちろん床面のたわみ調整のために、それが逆に面積がふえたことということがあるんですが、これはもうあそこの橋を見れば、この辺のことは事前にある程度予測したんじゃないかと思うんですけども、やっぱり随契じゃなくて指名競争入札をやっておるわけですから、新しい作業がふえたとしても、なるべくこういうことはないほうが望ましいだろうと思うんですよ。この内容はきっと必要だったからやったんだと思うんですけども、当初から組み込むべきだったんじゃないかと思うんです。

ですから、その辺のあり方というものが、じゃ高めにしておいてやればいいやという話じゃなくて、なるべく今、こういう選択と集中のお金の使い方をしていっている中で言えば、当初予算の組み方に影響してくるわけですから、その辺の基本的な変更理由の中での考え方、それをちょっとお聞かせください。

**議長（西 宗亮君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

橋梁の長寿命命化工事につきましては、議員おっしゃるとおり、よくよく調査をしてということで積算すればというようなことで、そのとおりだと思います。

今の調査の方法については、今回の場合は0.5ミリ以上のクラックについて、幅がですが、基本として設計しましたが、調査では0.05ミリまでのクラックがわかるような調査ができません。

ただ、そこまでやってしまうと、とてつもないというような赤字になってしまうので、どう

しても中間のところをとって設計せざるを得ないというところがあります。

でも、おっしゃるところはそのとおりで、なるだけそういうことを見込みながら設計を組むのが当然だと思いますので、今のご意見を頂戴しながら、これから来年度は和合橋のほうも入っていく計画でございますので、そのほうに生かしていければなと考えているところでございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 10番 児玉信治君。

**10番（児玉信治君）** 10番 児玉信治。

今、建設水道課長の説明があったわけですが、専決25号ね。クラックの補修工による増設というようなことで300万ばかりなっているわけですが、これ、何か平米4万円ぐらいかかるそうですが、どの辺でということに妥協されたんでしょうか。

まだ見た中ではクラックは相当数あります。それは、俺、自分で確認していますから言いますけれども、その辺で360万円を限度としたというその理由はどういうことでしょうか。

**議長（西 宗亮君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（鈴木隆夫君）** お答えします。

お答えの前に、ちょっと前の答弁で訂正させていただければと思うんですが、和合橋と申しましたのは、来年度入るのは黒川橋でございますので、ここで訂正させていただきます。すみません。和合橋はもう終わりました。申しわけございませんでした。

どこの部分でよしとしたかというご質問でございますが、確かにクラックにつきましては、基礎の部分のコンクリート部分の劣化によって発生してしまうものですから、それを埋める、もしくは掘削して取りかえるという工事ですが、その部分がある程度橋の強度が保てる部分であればよしとするところでございます。全部建てかえるわけにいかないの、ある程度部分でちょっと強度が保てるという線まで届けばそこで終わるという線が、工事業者と現場の代理人、うちの係員ですが、調整している中でよしとしたところは今回のお願いしている300強の補正増額でございまして、全部やればもっと、確におっしゃるとおりクラックも残っている部分も見受けられますので、もっと1桁違うくらいな額が伸びてしまうところなのでございますが、橋の定期点検で認められる橋としての強度部分が保てる部分に到達すれば、それでよしとしているところが今回の長寿命化の流れでございまして、その部分にこの工事で到達できるというところで判断しましたので、この額としたところでございます。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 13番 高田佳久君。

**13番（高田佳久君）** 13番 高田佳久です。

同じく専決第25号の部分についてお聞きしたいと思いますが、この増工分の内訳、わかりましたらお願いしたいと思います。

**議長（西 宗亮君）** 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

増工分の内訳については、ちょっと資料、今回持ってきませんでした。

ただ、クラックの部分の、剥いてみた老朽部分がふえたので、クラックのコンクリート剥ぎを重点的にする部分が300万円のほとんどの部分ということでございまして、細かな詳細については、ちょっと資料は持ち合わせてございません。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

議案ごとに採決を行います。

初めに、報告第12号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

次に、報告第13号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第13号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

---

## 8 承認第14号 専決処分の承認について

### 専決第22号 平成29年度一般会計補正予算（第3号）

議長（西 宗亮君） 日程第8 承認第14号 専決処分の承認について、専決第22号 平成29年度一般会計補正予算（第3号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第14号 専決処分の承認について、専決第22号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、衆議院議員総選挙に係るものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1,037万2,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億2,129万4,000円としたものであります。

補正予算の歳入では、衆議院議員総選挙に係る県委託金の計上と、不確定な部分につきましては財政調整基金繰入金を増額する補正であります。

歳出につきましては、選挙に係る関連経費の増額補正であります。

細部につきましては総務課長から補足の説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（西 宗亮君）** 補足の説明を求めます。

総務課長。

**総務課長（柴草 隆君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（西 宗亮君）** 質疑を行います。

12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** 1点お願いします。

何を今さらと言われるとちょっと恥ずかしいんですが、これは全て県からの委託金で行われるべきものというふうに思うんですが、歳出で一財で28万7,000円、当然繰入金で負担していると。

この28万7,000円というのは、節でいくとどこへ充当されていて、これをどうして国政の選挙なのに町が支出しなきゃいけないのでしょうか。また後、別建てでくるのでしょうか。ちょっとそこをお願いします。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（柴草 隆君）** お答えいたします。

先ほど、歳入の中でちょっと一部触れさせていただきましたけれども、委託金につきましてはまだ確定ではございません。年末までに本選挙にかかわります実績を県のほうに報告いたしまして、年度末に委託金が決定される見込みでございます。

選挙の関係につきましては、ほとんど委託金で賄える予定でございますけれども、ひよっとすれば数万円程度一財が出るようなことになるかもしれないというようなことで、財政調整繰入金という形の中で一財分を見込ませてもらった予定でございます。

また、3月に補正をさせていただく、そのような予定になっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（西 宗亮君）** 12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** 仕組みはそれ、わかるんですよ。仕組みはわかるんですけども、その28万7,000円というのを、今回ここでこういう打ち方をしなければいけないのがわからない。

28万7,000円を、向こうへ見込みとして1,085万円へ繰り入れて請求するということは、上げるということとはできないんですか。

**議長（西 宗亮君）** 総務課長。

**総務課長（柴草 隆君）** お答えいたします。

今回、まず歳出のほう積算をいたしまして、それから委託金が幾らということで通知が来ておったものを、その差額を一財ということで上げさせてもらったわけでございますけれども、

この委託金につきましては、投票所の数とか人口割によって、その事務費等の積算から計算されるということの内容でございます。

だから、不確定な部分について、調整のという内容の形の中で一財のほうを挙げさせていただいた内容ということでご理解いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。承認第14号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第14号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

## 9 承認第15号 専決処分の承認について

### 専決第23号 長野地方裁判所 平成28年（ワ）第334号 所有権移転登記請求事件の和解について

議長（西 宗亮君） 日程第9 承認第15号 専決処分の承認について、専決第23号 長野地方裁判所 平成28年（ワ）第334号 所有権移転登記請求事件の和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第15号 専決処分の承認について、専決第23号 長野地方裁判所 平成28年（ワ）第334号 所有権移転登記請求事件の和解について申し上げます。

本事件和解については、過日10月3日、長野地裁における弁論にて町に所有権移転登記手続をすることの内容で和解が成立したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。承認第15号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第15号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

---

10 議案第39号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)

11 議案第40号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

12 議案第41号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(西 宗亮君) 日程第10 議案第39号から日程第12 議案第41号までの3議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) 以上3議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第39号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)から、議案第41号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)までの3議案について一括してご提案申し上げます。

議案第39号 平成29年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ8,030万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億160万円とするものであります。

第2表地方債の補正は、災害復旧事業債の追加計上であります。

歳入につきまして説明申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金として、台風21号による個人農地の復旧工事に対する分担金の増額補正であります。

国庫支出金の国庫負担金では、補装具の給付、障害児福祉事業負担金の増額、町道河童沢高天ヶ原線災害復旧工事負担金の計上であります。国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金の増額、国交省による訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金及び環境省による国立公園満喫プロジェクト展開事業交付金の計上であります。

県支出金では、補装具の給付及び障害児福祉事業負担金の増額、農業経営力向上支援事業に係る県補助金の増額補正であります。

寄附金では、西小学校の図書購入にかかわる寄附金の計上であります。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額、ふるさと・水と土保全基金繰入金の増額補正であ



ります。

繰越金では、実質繰越額とするため増額補正であります。

雑入では、マイキープラットフォーム利用によるマイナンバーカードの活用のため、めいぶつチョイスへの参入に当たり、ポイント分の収入として総務費雑入に地域応援ポイントを計上し、北信広域連合に係る交付税配分金の確定に伴う減額及び消防団員の公務災害による補償金の計上をしております。

町債につきましては、町道河童沢高天ヶ原線災害復旧にかかわる災害復旧債の計上であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、マイナンバーカードにより自治体ポイントに変換しめいぶつチョイスを利用した場合の商品代として、めいぶつチョイス運営会社へ支払うための経費を計上し、財産管理費では、公用車修繕料の増額、移住定住促進費では、若者定住促進マイホーム取得補助金の増額補正であります。

戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システム改修費の増額補正であります。

民生費の心身障害者等福祉費では、母子通園訓練施設事業負担金の計上及び補装具費の支出、障害児給付費の増額であります。

福祉医療費では、福祉医療システム改修費の計上であります。

児童福祉総務費では、児童クラブ、子育て支援センターの臨時職員賃金の増額、平成28年度に収入した子ども・子育て支援交付金の精算による償還金の計上であります。

保育所費では、広域入所に係る委託料の増額、保育園に配置するプリンター購入費の計上、28年度購入した子どものための教育・保育給付金の精算による償還金の計上であります。

衛生費の保健師活動費では、人事異動に伴う人件費の増額、産休代替に係る臨時職員賃金の増額補正であります。

塵芥処理費では、塵芥車修繕料の増額、北信保健衛生施設組合負担金の補正で、前年度繰越金と売電収入を予算計上したことによる負担金の減額に対して、焼却設備水管改修工事費の増額を相殺し、可燃ごみ処理分と不燃ごみ処理分は増額、資源物処理分と公債費分は減額補正であります。

農林水産業費の農業振興費では、集落営農組織の法人化に対する農業経営者経営力向上支援事業補助金、エノキダケ包装帯作成に係るブランド農業生産振興対策事業補助金の計上であります。

商工費の商工振興費では、制度資金保証料給付金の増額、観光振興費では、国立公園満喫プロジェクト展開事業に係る賃金、旅費、需用費、委託料及び春に向けての誘客対策の計上、観光施設費では、志賀高原除雪組合負担金の増額補正であります。

土木費の道路維持費では、自動塩カル散布機に係る修繕費の増額、4路線の道路維持工事に係る工事請負費の増額補正であります。

消防費の非常備消防費では、ポンプ操法の訓練時のけがに対する団員等公務災害補償費の計上、非常備消防施設費では、公益財団法人日本消防協会から交付される防災活動車にかかわる経費の計上であります。

教育費の小学校費では、学校医の報酬、西小学校への寄附金受け入れに伴う図書購入費の増額であります。中学校費では、学校医の報酬の増額であります。

災害復旧費の農業用施設災害復旧費では、台風21号による災害に対して土砂撤去5カ所の重機借上料、個人所有の農地7カ所、上条・宇木の農業用施設2カ所にかかわる工事請負費の計上であります。林業用施設災害復旧費では、林道丸山中津川線の災害復旧に係る測量設計費の計上、道路橋梁災害復旧費では、町道河童沢高天ヶ原線につきまして町単事業として9月補正いたしました。過日の災害査定により国庫補助事業として採択されることになったことから、町単分を減額し補助分の工事請負費を計上するものであります。

諸支出金の水道事業会計補助金では、台風21号により崩れました仏岩水源管理道路ののり面修繕工事費の計上、国民健康保険特別会計繰出金では、事務費繰出金の増額補正であります。

次に、議案第40号 平成29年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の増額にかかわる歳入歳出それぞれ654万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,068万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、一般会計繰入金を107万円、前年度繰越金を547万円増額するものであります。

歳出の内容は、総務費については、新国保制度開始に伴う連携用パソコンの設置費用で107万円を増額するものです。

諸支出金では、療養給付費等国庫負担金返還金473万9,000円、特定健診・特定保健指導国庫負担金返還金72万8,000円、財政調整交付金国庫返還金3,000円の計547万円を増額するものであります。

続きまして、議案第41号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を400万円増額し、総額4億554万6,000円に、支出額を235万5,000円増額し、総額3億2,967万3,000円とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、支出額を30万2,000円減額し、総額5億3,329万6,000円とするものであります。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費、臨時職員賃金、原浄水施設修繕費等の補正であります。

なお、議案第39号につきましては、細部について総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 議場整理のため、暫時休憩します。

(休憩)

(午前10時18分)

---

(再開)

(午前10時18分)

議長(西 宗亮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 発言の訂正

議長(西 宗亮君) 竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 大変失礼いたしました。

議案第41号 平成29年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)のところで、支出額について、235万5,000円を、先ほど「増額」という説明をしましたが、「減額し」ということに訂正いただきたいと思えます。

大変失礼いたしました。

---

議長(西 宗亮君) 補足の説明を求めます。

議案第39号について、総務課長。

総務課長(柴草 隆君) [議案に基づく補足説明]

---

### 13 議案第42号 平成29年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長(西 宗亮君) 日程第13 議案第42号 平成29年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第42号 平成29年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ原町営住宅のリフォーム工事に伴い、本年度の改善箇所を買い取る売買契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(西 宗亮君) 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(鈴木隆夫君) [議案に基づく補足説明]

---

14 議案第43号 北信保健衛生施設組合同規約の変更について

15 議案第44号 北信保健衛生施設組合の斎場事業から長野市が離脱することに伴う財産処分の協議について

議長（西 宗亮君） 日程第14 議案第43号 北信保健衛生施設組合同規約の変更について及び日程第15 議案第44号 北信保健衛生施設組合の斎場事業から長野市が離脱することに伴う財産処分の協議についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第43号 北信保健衛生施設組合同規約の変更について、議案第44号 北信保健衛生施設組合の斎場事業から長野市が離脱することに伴う財産処分の協議について一括ご説明申し上げます。

議案第43号についてご説明申し上げます。

本案は、当町を初めとする6市町が事務を共同で処理するため設置しております北信保健衛生施設組合において、組合の斎場事業に加入しております長野市が、平成30年3月31日をもって当該事業から離脱することに伴い、組合同規約のうち共同処理する事務及び経費にかかわる規定について所要の変更を行うものであるため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

本案は、当町を初めとする6市町が事務を共同で処理するため設置しております北信保健衛生施設組合において、組合の斎場事業に加入しております長野市が、平成30年3月31日をもって当該事業から離脱することに伴い、組合の旧斎場施設における土地並びに物品の財産について協議を行うものであるため、議会の議決をお願いするものであります。

以上2議案について、一括して提案申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

---

16 議案第45号 町道路線の認定について

議長（西 宗亮君） 日程第16 議案第45号 町道路線の認定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第45号 町道路線の認定について申し上げます。

本案は、国道403号の道路改良工事に伴い廃道となりました国道敷の移管を受け、町道として認定するものであります。

細部につきましては建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君）〔議案に基づく補足説明〕

---

17 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長（西 宗亮君） 日程第17 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第46号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、学校医及び学校歯科医の報酬を、長野県立学校並びに中高地区市村立学校の報酬基準に合わせるため改正するものであります。

改正内容は、学校医及び学校歯科医の年額報酬を18万4,000円から18万5,000円に改定するもので、本案を公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

---

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午前11時35分）